

—令和2年度—

事業計画

社会福祉法人 福角会

指定障害者支援施設

いつきの里

1. 基本方針

関係法令に基づき、施設入所支援・生活介護事業を実施し、利用者の意向・適性・特性等を踏まえ、利用者にあった自立への支援や社会活動への参加及び地域移行を促進する個別支援計画を作成し、利用者一人ひとりの気持ちに寄り添うことを大切に、だれもが豊かで生き甲斐のある生活の実現へ向けて、必要な支援とサービスを提供する。

2. 事業所の重点取組内容

①安全で安心して暮らせる生活を支える

利用者の方々が安全で安心して暮らすために、一人ひとりの気持ちに寄り添い、思いに耳を傾け、やさしく接し、やさしく声をかけ、一つ一つの支援や関わりを心を込めて確実に丁寧に行う。

②健康を支える

健康面への配慮や支援については、日常の健康管理を確実に行うとともに、一人ひとりの表情や気持ちを汲み取りながら、必要な医療機関への受診と継続した経過観察を行い、利用者の方々の健康を支える。また、利用者の体調の変化やけが等への初動対応を迅速丁寧に行うとともに、ご家族への連絡や相談を丁寧に行う。

③行動障害への支援

「全ての行動には言葉（意味）がある」という考え方のもと、すべての利用者の方が想いを表出する表現行動に対して、行動に込められている「本当の気持ち」をわかろうとする姿勢を持って支援するとともに、「行動の意味」と「本当の気持ち」について一つ一つ話し合い、支援者同士が共通認識を持ち、本人の思いが置き去りにならないよう方針を整えて支援に取り組む。

④日中活動支援の充実

利用者の方々が作業活動や余暇活動によって気持ちが充実し満足できるように、活動のための準備を大切に、活動に参加する中では、「何ができるか」「どんな工夫があればいいか」と考える支援を行う。

⑤人権の尊重

どのような場面においても、利用者の方々に真摯な気持ちで向き合い、利用者の方々の幸せのため、当然行うべき支援を心を込めて行い、利用者・家族の方々の期待に応えているか、社会のルールに反していないか、法人の理念に反していないか、自分の良心に反していないか、常に振り返りながら、専門的役割を自覚し、一人ひとりをかけがえのない存在として対応する。具体的なコミュニケーションや意思疎通が困難であったとしても、常に利用者の方の意思を問う働きかけを行い、その状態や反応の中で意思を確実に受け止めながら、関係性の構築に努める。

⑥働きがいを感じる職場づくり

職場の課題と目指すべき方向性に応じた内容を確認しながら、職場の一体感や働きがいを感じあえる職場を目指すため、全職員が参加する「Team いつき働きがい研修」を年4回実施する。

（メンタルタフネス・言葉の大切さ・職場における自分・自己評価他者評価）

⑦人材育成

福角会キャリアパス制度の人事考課制度を活用し、自己申告や上司との面談を通じて、業務等の目標を設定し、上司と部下が共通認識を持った上で業務に向かう。上司と部下は、年度を通じ業績・能力・情意等を把握確認しながら、面談や普段の話し合いの中で適切な指導助言と双方向の対話を行い、職場のコミュニケーションの円滑化を図り、職員一人ひとりの「やる気につながる、動機づけ」と「人を育てる」「達成感の共有」という視点を重視した人材育成に取り組む。

新任職員に対しては、正規・臨時・パートともにメンター制度を活用し、サポート体制を強化するとともに、採用時研修の内容を充実し、職場定着を図る。

⑧ご家族との連携

職員と家族間の顔の見える関係づくりとして、利用状況に合わせた懇談会を実施する。利用者の様子や活動状況など過ごし方や状態についての情報提供を行う。

3. 従業員の努力目標

・利用者の声に耳を傾け、その声に誠意と情熱、勇気を持って歩むことを理念とする。

従業員の姿勢宣言

「利用者さんの幸せのために、私たちの幸せのために」

- 1つ 目の前の利用者さん一人ひとりを大切にする。やさしく接する。やさしく声をかける。
- 2つ 嘘いつわりない素直な心で、目の前の利用者さん一人ひとりに寄り添う。
- 3つ ひとつひとつの言葉や行動に自分の心を込める。丁寧に確実に。
- 4つ 一緒に働く仲間一人ひとりを大切にする。
あなたがいるから頑張れると言ってもらえる職員になる。
- 5つ 職員一人ひとりが「切磋琢磨」できる仲間となる。

いつきの里・いつきホームズ従業員行動規準

はじめに

いつきの里・いつきホームズを利用する全ての人たちが、人間としての尊厳が認められ、豊かな人生を自己実現できるように支援し、サービスの提供をすることが私たちの責務です。そのために、私たちは支援者として確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに私たちは就業規則を遵守するとともに、いつきの里・いつきホームズ従業員行動規準を定め、全従業員が実行します。

基本姿勢について

- 私たちは、利用者の基本的人権を尊重し、あらゆる場面でこれらが損なわれることのないよう支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、事業所の主体は利用者であることを常に自覚し、それぞれの個性や心身の状況及び希望等に基づいて個別的に支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、利用者に対して体罰や暴言等を行いません。
- 私たちは、利用者へ行う支援やサービス提供について、事前に説明し了解を得てから行います。
- 私たちは、利用者の苦情や要望を聞き、適切に応えます。
- 私たちは、利用者が市民又地域住民として地域社会の中で受け入れられ、その交流が促進されるように、あらゆる機会を通して支援します。
- 私たちは、互いに専門性を認め合い、相互の連絡を密にし、良好なチームワークの確立に努めます。

利用者について

- 私たちは、いかなる場合でも人と人のかかわりを基本として、支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、利用者適切かつ正確な情報提供を行うとともに、ひとりひとりの思いや声を聞き、その個性や心身の状況及び希望を尊重し、適切かつ誠意をもって対応します。
- 私たちは、利用者の生活習慣及び生活歴をよく知り、できる限り尊重します。
- 私たちは、利用者に対して積極的に言葉かけをし、相手の話に耳を傾け、行動に気を配ります。
- 私たちは、従業員主体の指示や強要ではなく、本人の意思を尊重して支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、意思や欲求の表現が困難な利用者に対し、専門的支援により、できるだけその意思や欲求を汲み取れる努力を行います。
- 私たちは、利用者に対して社会的に不適応とされる行動の軽減を図るために、適切な支援を行います。

- 私たちは、利用者の現状のみに捉われることなく、明確な将来的ビジョンを持って支援・サービスの提供を行います。
- 私たちは、常に言葉遣いに気を配り、利用者と呼ぶ際には「〇〇さん」と敬称をつけます。
- 私たちは、利用者のQOL向上を図るため、施設環境を整え、社会資源を有効に活用します。
- 私たちは、利用者の人権やプライバシー保護に最大限の配慮を行います。
- 私たちは、利用者の情報について、決して外部に流失しないようにします。これはいつきの里・いつきホームズの従業員でなくなっても守ります。
- 私たちは、利用者が楽しく又おいしく食事ができるための環境作りを常に心掛けます。
- 私たちは、利用者の衛生面への配慮を徹底するとともに、健康上又心身の状況上等から、食事に配慮が必要な場合は、適切な食事の提供に心掛けます。
- 私たちは、利用者が快適で健康的な生活が送れるよう心掛け、ひとりひとりの健康に配慮し、事故防止に留意した支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、利用者の趣味、スポーツ活動の充実を図り、文化的な生活が送れるよう支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、利用者に対して希望を聞き、外出の機会を確保します。
- 私たちは、利用者の金品の使途及び管理について、適正かつ厳正にし、その収支を明確にします。

利用者の家族等について

- 私たちは、利用者の家族等へ対して正確な情報を提供し、相互信頼を深める努力を怠りません。
- 私たちは、家族等の秘密を守りプライバシーの保護に努めます。又知り得た秘密を決して外部に流失しないようにします。これはいつきの里・いつきホームズの従業員でなくなっても守ります。
- 私たちは、家族等からの意見や相談に誠意をもってのぞみ、適切に対応します。
- 私たちは、家族等に対して利用者の金品について十分な連絡・報告をします。

地域社会等について

- 私たちは、地域社会へあらゆる手段をもって情報を発信し、利用者個々や事業所全体の理解を得ることに努めます。
- 私たちは、利用者の生活又行動の範囲を広げ、社会とのつながりを深めるために、利用者のニーズに応えられる様々な社会資源の活用に努めます。
- 私たちは、専門的な知識や設備機能を地域社会のニーズに応じて提供し、相互に理解を深めるよう努めます。
- 私たちは、ボランティア・見学者及び実習生等に対し、利用者への正しい理解を促し、利用者とのかわりが円滑に行われるよう配慮します。
- 私たちは、地域社会の信頼が得られるよう、社会人又専門職としての良識ある行動をします。

「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規程により、当施設では利用者又扶養義務者及び家族の皆様方からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

尚、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び、第三者委員は下記のとおりです。

担当名	担当者名	役職	現住所	電話番号
苦情解決責任者	安高 泰志	施設長	松山市福角町甲1829番地 いつきの里	089-978-1166 y-yasutaka@hukuzumikai.com
苦情受付担当者	秋山 大輔	課長補佐		089-978-1166 d-akiyama@hukuzumikai.com
第三者委員	小林 保一	福角会監事	松山市吉藤2-17-46	089-922-5265
	八木 孝教	福角会評議員 選任・解任委員	松山市堀江町甲1378番地5	089-979-0405

1. 対象者

- ①指定障害者支援施設「いつきの里」の利用者
- ②指定生活介護事業所「いつきの里」の利用者
- ③指定短期入所事業所「いつきの里」の利用者
- ④いつきの里関連事業の利用者
 - ・日中一時支援事業の利用者
 - ・障害児（者）療育支援事業の利用者
 - ・夜間あんしんサポート事業（地域貢献事業）の利用者
 - ・在宅安心さぽーと事業（地域貢献事業）の利用者

2. 苦情解決の方法

（1）苦情の受付

苦情は面談・電話・書面・メール等により、苦情受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

（2）苦情受付の報告、確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合は除く）に報告致します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

（3）苦情を解決するための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。尚、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整や助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

（4）愛媛県「運営適正化委員会」の紹介

いつきの里で解決できない苦情は、下記の委員会に申し出ることができます。

委員会名	設置場所	住所	郵便番号	電話番号
運営適正化委員会	愛媛県社会福祉協議会	松山市持田町3-8-15	790-8553	089-998-3477

令和2年度 いつきの里 年間行事・研修計画

月	行 事	研修会等
4	・キララの会歓迎会(4/2) ・キララの会役員選挙 ・総合防災訓練 ・施設入所利用者健康診断(4/20) ・相守会総会(4/25)	・【法人】新任研修Ⅰ(4/10) ・県知的障害者福祉協会総会 ・内部研修
5	・避難訓練(大雨) ・第15回愛媛県障害者スポーツ大会(陸上他)(5/24)	・【法人】救命救急講習会(5/20) ・【法人】新任研修Ⅱ(5/27) ・内部研修「Team いつき働きがい研修」
6	・歯科検診(6/18) ・内科検診 ・避難訓練(大雨・夜間)	・【法人】救命救急講習会:小児対象(6/2) ・【法人】新任研修Ⅲ兼中堅研修Ⅰ(6/30) ・内部研修
7	・県福祉協会レクバレーボール大会(7/28) ・市民大清掃(7/12) ・避難訓練(地震) ・あかね寮家族懇談会(7/3)	・【法人】中堅研修Ⅱ兼幹部研修Ⅰ(7/20) ・全国知的障害関係施設長会議(7/1~2) ・四国地区施設長等会議(7/21~22) ・内部研修
8	・避難訓練(火災・夜間) ・もえぎ寮家族懇談会(8/3)	・【法人】全階層研修Ⅱ(8/18) ・全国グループホーム研修会(8/20~21) ・四国地区職員研究協議会(8/25~26) ・内部研修「Team いつき働きがい研修」
9	・避難訓練(地震・夜間) ・やまぶき寮家族懇談会(9/4)	・【法人】中堅研修Ⅲ(9/15) ・県知的障害者福祉協会第2回研修会(9/4) ・内部研修
10	・県福祉協会ソフトボール大会(10/1) ・松山地方祭(10/7) ・利用者健康診断(10/20) ・福角会祭(10/18) ・避難訓練(火災) ・在宅家族懇談会(10/9)	・全国知的障害関係職員研究大会(10/22~24) ・県知的障害者福祉協会第3回研修会(10/28~29) ・内部研修
11	・ゆうあいスポーツ四国大会(愛媛県)11/11~11/12) ・インフルエンザ予防接種 ・避難訓練(地震)	・【法人】幹部研修Ⅱ(11/26) ・日中活動支援部会全国大会(11/14~15) ・障害者支援施設部会全国大会(11/28~29) ・内部研修「Team いつき働きがい研修」
12	・キララの会忘年会(12/5) ・もちつき(12/18) ・内科検診 ・堀江公民館展示会 ・避難訓練(大雨)	・【法人】全階層研修Ⅱ(12/17) ・内部研修
1	・キララの会新年会(1/5) ・堀江地区走ろう会 ・避難訓練(地震・夜間)	・【法人】一般事業主行動計画(1/27) ・内部研修
2	・避難訓練(大雨・夜間)	・内部研修「Team いつき働きがい研修」
3	・キララの会送別会(3/19) ・次年度事業概要説明会(3/27) ・避難訓練(火災・夜間)	・内部研修(次年度の事業計画について)
その他	キララの会定期会・キララの会役員会・奉仕活動・余暇活動 個別支援計画説明・各種地域バザー・ハートフルプラザ	・見学研修
会議	月例	職員会(出張報告会含む)・内部研修・総合運営委員会・食生活委員会・健康生活委員会・衛生委員会・個別支援計画会議
	隔月	寮部会(4, 6, 8, 10, 12, 2月)・生活支援部会・日中活動支援部会(5, 7, 9, 11, 1, 3月)
	随時	主任会(5, 8, 11, 2月) 危機管理委員会・リスクマネジメント委員会・人権委員会・コンプライアンス委員会⇒法人委員会の翌月に実施

【 障 害 者 支 援 施 設 】

1. 生 活 支 援

(1) 支援目標

個別支援計画を基に、健康で主体性のある生活を送ることができるよう、生活環境を整え、利用者一人ひとりの気持ちに寄り添う支援を行う。

(2) 支援内容

①日常生活面

- ・個々の心身状況を考慮し、個別性を重視した支援を行う。
- ・アセスメント・ニーズ把握を適切に行い、主体的な生活を送ることができるよう支援する。
起床・就寝・睡眠・整容・衣服の着脱・食事・歯磨き・排泄・入浴・清潔、衛生・洗濯
整理整頓・掃除

②社会性

金銭管理・外出・旅行・行事・買い物・コミュニケーション・対人関係
利用者個々のニーズに応じた余暇支援の充実

③環境面

- ・季節感・清潔感のある居室環境を整える。
- ・利用者の状況に応じた、快適な生活環境の提供。

④行動障がい等への支援

- ・行動要因分析や特性の理解
- ・対人関係の中で関係性の構築

(3) その他

- ・支援マニュアルハンドブックの活用

2. 保 健 面 に 関 す る 支 援

(1) 支援目標

利用者個々の健康状態を把握しつつ疾病の早期発見・早期治療に努め、心身共に健康で豊かな生活を送ることができるよう必要な支援を行う。

(2) 支援内容

①衛生管理に関する支援

○身体・着衣・寝具・居室・設備等の清潔保持

②健康管理に関する支援(疾病の予防・早期発見・早期治療)

○健康診断の実施

※年1回(4月) :胸部レントゲン・心電図

身体計測(身長・体重・腹囲)・血圧についてはいつきの里で実施

※年2回(4・10月) :血液検査・尿検査

※診断結果に対して、病院受診等必要な支援を行う。

○体重測定の実施(毎月)

○日常の健康管理 : (入所利用者) 起床時、検温および血圧・脈測定

: (通所利用者) 来所時、検温および血圧・脈測定

: 健康管理票を活用し健康保持に努める。

(健康状態・服薬状況・食事形態・口腔内状況・アレルギー等)

○医務専属の生活支援員を配置し、健康支援の充実を図る。

○健康生活委員会を月一回開催する。

○嘱託医師による内科検診を年2回実施

○利用者および家族と相談の上、希望に応じて生活習慣病予防健診および予防接種等を実施する。

(肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん・乳がん・インフルエンザ予防接種・肺炎球菌ワクチン予防接種等) ※子宮頸がん検診については、女性利用者全員に対しエコー検査にて対応。

- 感染症の予防
 - 手洗い・うがい
 - ※手洗いは、ハンドソープを使用して実施
 - 消毒：手指消毒：手洗い実施後、消毒液を用いて実施
 - 室内消毒：消毒液を用いて実施
 - 乾燥防止：換気・濡れタオル・加湿器の使用
- 感染症発症時の対応
 - 感染症発症時のマニュアルで対応する。
- ③日常生活における不安・悩みに関する支援
 - 嘱託医によるカウンセリング
- ④口腔ケア
 - 歯科検診 年1回（6月）実施。
 - ※検診結果に対して、病院受診等必要な支援を行う。
 - 食後の歯磨き（仕上げ磨き）
 - 訪問歯科 毎週火曜日 13：00
 - ※利用者個々に合ったブラッシング指導
 - ※受診困難な利用者が定期受診できるよう必要な支援を行う。（例：回数を重ねることで慣れて頂けるようにする等。）

3. 食 事 ・ 食 生 活 に 関 する 支 援

（1）支援目標

食生活を通して個人の健康の維持・増進を図ると共に、社会性（マナー）を身につける。また、個々の栄養や身体状況及び嗜好等を考慮した献立による食事の提供を行うと共に、安心して気持ちよく食事ができる環境づくりに努める。

（2）支援内容

①食事サポートが必要な利用者について

- ・咀嚼状況を把握し、食事の形態（きざみ食・とろみ）や調理の工夫を行うと共に食事をする姿勢等に配慮し、安全に食事ができるように支援する。
- ・手指の機能低下の利用者には、自助食器を使用し一口大の食事を提供する。
- ・身体状況に応じた食事内容（塩分控えめな食事）で、健康に配慮した食事を提供する。
- ・甲殻類（エビ・カニ）等、アレルギー等の利用者にはアレルギー食材を取り除いた別メニューを提供する。
- ・発熱や嘔吐下痢症状により一時的に普通食の摂取が困難な利用者には、おかゆ等の消化の良い食事を提供する。

②生活習慣病の予防として

- ・個人別食事摂取基準の算出をし、利用者個々の栄養管理をする。

③利用者の嗜好（意見や希望）を取り入れた食事提供

- ・食生活委員会にて、献立等を確認する。
- ・月に1回のリクエスト献立の実施。
- ・年に1回、嗜好調査（写真等利用）を実施し、次年度の献立作成に反映する。

④多様な食事提供

- ・バイキングやリクエスト等を実施し、食事の楽しみに繋げる。
- ・旬の素材を取り入れた季節感のある食事を提供する。

⑤環境面の充実

- ・室温管理を含めた、快適な食事環境をつくる。

⑥食中毒の予防

- ・食前の手洗い・消毒を実施する。
- ・食事スペースの清潔を維持する。
- ・調理従業者の年1回以上の健康診断と、月1回の腸内細菌検査の実施（O-157を含む。又、12月・1月についてはノロウイルス検査の実施。）
- ・調理員の手洗い、手指消毒、マスク、帽子、白衣、手袋の着用。

- ・原材料及び調理済み食品の保存（－20℃以下、2週間）
- ・食器・調理器機・器具は十分洗浄し、食器消毒保管庫にて熱殺菌を実施した後、所定の場所に衛生的に保管する。
- ・食堂・厨房等の害虫駆除（月1回）を行う。年2回の排水管洗浄及びグリストラップの清掃を行う。
- ・生野菜や果物は次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を行う。

4. 作業支援

（1）支援目標

個別支援計画を基に、作業を通して働く喜びや意欲を養う。また、個別性を重視した活動内容や活動環境の充実を図り、一人ひとりにあった活動を支援する。

（2）支援内容

①製菓班(クッキー)

- ・環境の整備や支援の工夫を行うことで、利用者の仕事の幅を広げる。
- ・生産に必要な技術の習得の支援（成型・シーター掛け・袋詰め・計量・シーラー掛け・スタンピング押し・シール貼り・仕込み手伝い等）と様々な内容に適応できるよう支援する。
- ・ものを作る楽しさや、作った製品を購入してもらえらる事への喜びを感じることができるよう支援する。
- ・工賃を支給し意欲向上へ結びつける。
- ・気持ちよく取り組める雰囲気づくりを行う。
- ・衛生管理・品質管理を徹底する。

【商品】

（定番商品）シュガー・ミックスラムレーズン・チョコチップ・塩
（季節商品）紅茶（10月～3月）

【販売先】

- ①各種バザー
- ②ギフト商品の受注（お中元・お歳暮等）
- ③インターネット販売（ホームページ「いつきショッピング」）
- ④委託販売 高島屋「ハートフルプラザ」・ハトマート北条店・道の駅風和里・子やぎのさんぽ子やぎのかくれんぼ・コーナン三津店・そごうマート堀江店・エフマルシェ・太陽市愛媛大学内（えみか・ミュージアムカフェ）・聖カタリナ大学・東雲大学・海響市場スーパーうごもり・権現温泉・ラルーチェ

②軽作業班

- ・利用者個々に応じて、主体的に取り組める作業内容や作業環境の調整を行う。
 - ・作業を通して、物づくりの工程・作業スキル等を習得し様々な内容に適応できる力を養う。
 - ・仕事を提供して頂いている業者等との情報交換を密に行う。製品管理・納品期限をしっかりと守り、信頼を得ることで作業確保・継続に繋げていく。
- （作業内容）タオル作業（サンヨーアメニティー）・空き缶回収・分別（金城産業）シール貼り（ギフトのいつき）古着・廃油回収（ハートフルプラザ委託）・磁石作業（タケチゴム）等
作業棟階段、作業棟トイレ掃除

5. 療育支援

（1）支援目標

個々に応じた活動プログラムを提供すると共に、作業や運動を通して身体機能の維持・向上に向けた支援を行う。また創作活動や音楽活動を実施し、楽しさや心地よさ、満足感が得られるよう支援する。

（2）支援内容

- ・作業活動の内容は、リサイクル作業（ペットボトル潰し）、クッキー納品を実施する。
- ・創作活動の内容は、さまざまな作品制作と展示を行う。

- ・運動支援の内容は、身体機能の維持・向上を目指す運動を提供する。
- ・音楽活動の内容は、ミュージックケアを行う。

6. 余 暇 支 援

(1) 支援目標

利用者のニーズを反映した活動により充実した生活を支援し、自己選択・自己決定の機会を提供する。

(2) 支援内容

- ①創作活動：創作活動を通して達成感を味わうと共に興味関心の幅を広げる。また、事業所内においても季節感を感じられるように作品展示を行う。
【外部講師】絵画・華道・アトリエくるる など
【支援員】季節のカードや小物作り・書道・調理・お菓子作り など
- ②社会体験：社会資源を積極的に利用することで生活の幅を広げ、生きがいのある生活を目指す。また、体験を通じて社会性を養っていく。
【活動例】カラオケ・動物園・工場見学・スポーツ観戦 など
- ③ミュージックケア：音楽の特性を生かした活動を提供することにより、日頃の疲れを癒し、気分転換を図る。また、心身に快い刺激を取り入れることにより情緒の安定、対人関係の質の向上や運動感覚等の機能向上を図る。
- ④スポーツ：施設外、施設内において、体を動かす機会により楽しさを広げる。
【活動例】ボウリング・バッティングセンター・卓球 など
- ⑤季節に応じた活動：季節感のあるイベント企画や外出により、豊かで楽しみのある生活を目指す。
【活動例】花見・プール・そうめん流し・果物狩り・ハロウィンパーティー・紅葉狩り・クリスマスケーキ作り など
- ⑥作品展示会：作品や活動写真の展示を行い、地域社会に施設の取り組みを知ってもらう。
- ⑦その他：休日営業日は、休日らしい活動内容を準備し、楽しく過ごせるよう支援する。
【活動例】映画（DVD）鑑賞・レクリエーション・カラオケ・スポーツ・その他イベント など

7. 運 動 支 援

(1) 支援目標

個別支援計画を基に、健康の維持・増進を図る。また、スポーツ関係行事への参加により、活動を楽しみ充実感につながるよう支援する。

(2) 支援内容

- ①健康の維持・増進につながる運動
 - ・多目的ルームの運動器具を使った運動（ウォーキングマシン・サイクリングマシン等）
 - ・個々に応じた運動（ウォーキング・体操・ストレッチ・筋力トレーニング等）
 - ・ソフトボールおよびレクリエーションバレーボールの練習（練習試合を含む）
- ②スポーツ行事等の情報提供及び参加に向けた支援
 - ・各種スポーツ行事に向けての練習
 - ・計画や練習メニュー

【スポーツ行事年間計画】

月 日	内 容	月 日	内 容
5月24日（火）	愛媛県障害者スポーツ大会（陸上等）	7月28日（火）	県福祉協会レクリエーションバレーボール大会
10月1日（木）	県福祉協会ソフトボール大会	11月11日（水） 12日（木）	ゆうあいスポーツ四国大会（愛媛県）

8. 自治会活動（キララの会）

（1）支援目標

利用者の希望する行事等について、主体的活動がかなえられるように、自己選択・自己決定に基づいた支援・サポートを行う。

（2）支援内容

①行事の立案・計画・実施に関するサポート。

・ 歓迎会、奉仕活動、バーベキュー、県外旅行、忘年会、地域行事等について、話し合いを持ちながら立案・計画・実施する。

②自治会定例会（毎月）と自治会役員会（随時）開催に関するサポート。

・ 各行事や余暇活動について、利用者へわかりやすく視覚的な情報を提供するとともに、意見収集（アンケート等）を行う。
・ 自治会役員会を実施し、情報提供に際し、ポスターや資料づくりを行う。

③地域行事への参加

・ 地域の清掃活動等へ参加する。
・ 近辺地域で実施されるバザーやお祭りへの参加。

令和2年度 年間行事予定

月	日	活動内容	備考
4	2	歓迎会	
		役員選挙	令和2年度の役員選出
7	12	市民大清掃	地域の清掃活動に参加
12	5	忘年会	
1	5	新年会	
3	19	送別会	

9. 広報活動

（1）支援目標

事業所内外の最新の情報を発信し、利用者及び事業所の理解と協力につなげる。

（2）活動内容及び支援内容

①広報誌

・ 1か月に1回、広報誌を作成する。いつきの里・いつきホームズの行事関係や日中活動の様子、各種お知らせなど、幅広く掲載する。また、季節にあったテーマや福祉における情報などを提供する。

②ホームページ

（ホームページ）沿革・概要、各種規定、従業者行動規準、活動内容、事業計画・事業報告
収支報告等

③行事や活動の記録・保管

・ デジタルカメラの記録をパソコンに取り込み、保存・管理する。

【 個 別 支 援 計 画 】

1. 個別支援計画の作成にあたって

- (1) サービス管理責任者は、利用者個々に快適で安全な生活を送る事ができるよう、利用者及び家族・後見人等のニーズを十分に把握した上で個別支援計画（支援内容）を立案する。
- (2) 生育歴・障害特性や程度・心身の状況・生活能力・行動の状況等、事前に資料や情報を収集し、環境及び本人の中にある要因を十分に検討する。
- (3) 生活、日中活動に携わる各事業所関係者を含んだメンバー構成によって個別支援会議を開催し、様々な視点、角度から検証しつつ個別支援計画を作成する。

2. 個別支援計画の作成

- (1) プロフィール・サービス利用状況等
 - (2) 生活史・生活歴
 - (3) 利用者個別支援計画（アセスメント）
 - (4) 利用者個別支援計画（支援計画）※
- ※印のある個別支援計画について変更があった場合は、その都度利用者及び家族・後見人等への提示・説明を行い、同意を得るものとする。

3. 個別支援計画に基づく支援の実施

- (1) サービス管理責任者は、サービス提供にかかわる総合的な管理を行い、サービスの質の向上を目指す。
- (2) 個別支援計画に基づいて、職員間や各関係機関との情報共有や連携を図り適切な支援を実施する。

4. 個別支援計画に対するモニタリング及び見直し

個別支援計画に対し、支援状況や支援経過を振り返ると共に、課題を再確認したり、次ステップへの転換を図ったりする機会とする。

- (1) モニタリング
利用者の状況および支援状況に応じ、定期的に計画に対する評価・見直しを行う。原則として6ヶ月に一度は評価を行うこととする。
- (2) 個別支援会議
個別支援計画に対してモニタリングおよび計画の見直しを行う場合は、原則として個別支援会議を開催し、利用者個々の理解を深めると共に個別支援計画に反映する。
必要に応じて嘱託医も含めた会議を開催し、より専門的な意見を踏まえながら評価、見直しおよび支援方針の検討を行う。
利用者の生活プラン・スタイルに応じて各関係機関と連携を図りながら会議を開催する。

5. 個別支援計画の提示

- (1) 個別支援会議開催後は、早期に説明の機会を持ち、会議で話し合われた内容を利用者及び家族・後見人等へ説明する。
- (2) 支援に対する現在状況を説明し、今後の支援についての確認を行った上で同意を得ることとする。

【 関 連 実 施 事 業 】

1. 障 害 児（者）療 育 支 援 事 業

(1) 事業の内容及び支援

①訪問による療育指導

相談・指導を希望する在宅障害児（者）の家庭に定期的若しくは随時訪問するなどして、地域の在宅障害児（者）及びその保護者に対して各種の相談・指導を行う。

②外来による専門的な療育相談、指導

在宅の障害児（者）及び保護者が施設に出向いていただき、各種の相談・指導を行う。

③障害児の通う保育所や障害児通園事業等の職員の療育技術の指導

障害児保育を行う保育所、障害児通園事業等の職員に対して在宅障害児（者）の療育に関する技術の指導を行う。

2. 短 期 入 所 事 業

3. 日 中 一 時 支 援 事 業

4. 共 同 生 活 援 助 事 業

5. 夜間あんしんサポート事業（地域貢献活動）

6. 在宅安心さぼ一と事業（地域貢献活動）

いつきの里防災計画

1. 目的

この計画は、各種法令に基づき、火災・地震・大雨（土砂災害）の災害に対して、防災知識を高める事により被害を最小限度にいとめ、法人危機管理委員会と連携し利用者の生命を守る。また、大規模災害発生時には法人事業継続計画（BCP計画）に則り、入所利用者の生命・生活を守ると共に、福祉避難場所として地域の社会資源としての役割を果たす。

2. 火災・地震・大雨（土砂災害）災害予防

（1）消防用設備等の点検整備

- ①火災発生の際は、全ての消防設備が十分にその機能を発揮できるよう、平素から点検整備を行うとともに、委託業者による総合点検及び機器点検を年1回実施する。
- ②火元責任者は日常管理に留意し、毎月安全総点検を行い機器の整備に努める。

（2）電気器具、その他の火源機器の点検整備

火災発生の原因となりやすい各種器具の点検整備及び、周辺の整理・整頓に努める。

（3）火気使用の後始末の励行

タバコ・給湯器等、出火の原因となる火気使用後の後始末や場所の指定について細心の注意を払う。

（4）家具類等の転倒落下防止

地震発生の際は、転倒落下による事故を防止する為、家具類の設置については細心の注意を払い、転倒落下を防止する対策を行う。

（5）地震・大雨（土砂災害）の情報収集及び対応

- ①テレビ、ラジオ、インターネット、地域放送等、正確な情報を収集し、『避難準備通報』が発令された際は、大雨対応マニュアルに沿って、適切な避難を行う。

3. 火災・地震・大雨（土砂災害）災害時対応

（1）活動体制の確立（自衛消防組織図）

災害発生時には初期活動の重要性を認識し、自衛消防防災体制に従った各自の任務を遂行し、ウィズ・福角会本部事務局と一致協力して迅速な対応を行う。

（2）早期通報

災害を察知した際は、大声や拡声器等で建物内の者に知らせる。また、『もえぎ夜勤室』『やまぶき夜勤室』『あかねスタッフルーム』『事務所』に設置している【火災通報専用電話】【愛媛総合警備保障ALSOK非常ボタン】にて応援の要請を行う。

（3）避難誘導

- ①状況を正確にとらえ迅速かつ適確な避難誘導の措置を行う。
- ②施設内放送と職員の大きな声や拡声器等で避難者に避難方向及び火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意する。
- ③避難終了後、直ちに利用者の人員点呼・確認を行い、本部長（管理者）に報告する。
- ④避難完了後、利用者が再び建物内に戻ることがないように、安全確保に努める。
- ⑤応援到着後、状況を伝え、怪我人がいれば搬送等に協力する。

（4）避難場所及び避難経路

・避難経路図を施設内に掲示し、平素より職員及び利用者等に周知する。

（5）地震・大雨（土砂災害）の情報収集及び対応

- ①B i Zシステムを活用し、職員、職員家族の安否確認と共に非常招集が可能であるかの情報を収集する。
- ②災害発生時には『いつきの里・いつきホームズ非常連絡網』を活用し救護活動に当たる。

【避難場所】

<日中体制>

- ・いつきの里グラウンド（火元を避けながら避難する。）

<夜間体制>

災害種別	第2次避難場所
火災	いつきの里グラウンド
地震	
大雨（土砂災害）	2階へ垂直非難

<夜間体制>

災害種別	第1次避難場所	第2次避難場所
火災 【ウィズ・厨房・もえぎ寮 より出火】	あかね寮	いつきの里グラウンド
火災 【やまぶき寮・あかね寮・作業棟・第2作業棟より出火】	ウィズ駐車場	
地震	いつきの里敷地内（屋外の安全な場所）	
大雨（土砂災害）	生活介護棟2階に避難（垂直避難）	

(5) 地域との協力体制

- ①日頃から地域住民との交流や信頼関係を築き、相互扶助の体制確立に努めると共に、地域の防火クラブ・消防団等との協力関係を密にして、防火体制の強化を図る。
- ②『福祉避難場所』として避難場所の提供等を行う。

(6) 災害時の隣接法人（福角病院）との協力体制**福角病院側 協力内容**

- ・利用者の一時的避難場所
- ・軽度の怪我人の（利用者、職員等）医療処置
- ・布団、毛布の日用品類の支給

いつきの里側 協力内容

- ・利用者救出の応援
- ・公用車による各病院への搬送
- ・利用者の一時的避難場所の提供（ウィズホール）

(7) 夜間災害発生時の対応

- ①松山福祉園・いつきホームズを中心とした応援体制を整備し、夜間の非常時については、避難救助を依頼し協力を得る。
- ②愛媛総合警備保障ALSOKとの業務委託により、夜間の非常事態（火災、不審火、緊急の応援要請が必要な際）については非常通報システムにて応援要請の連絡をとる。
- ③夜間の災害発生の際、非常連絡網による招集等、迅速に行動する。

(8) 法人危機管理委員会との連携

- ①災害等による危機が生じた場合は、管理者より速やかに理事長および法人事務局へ報告し、災害対策本部設置の要請を行う。
- ②災害レベルに応じ、危機管理委員会と連携する。
- ③他県の災害協定施設との連携

(9) 備蓄食・非常時備品の備え

- ①備蓄として、保存食・保存水および各種備品を段階的に準備する。

(10) 防災教育の実施

- ①防災士・防火管理者の育成と防災教育を実施し、防災に対する意識向上に努める。

(11) 非常用自家発電設備の運用

- 大規模地震や災害等で停電が発生した場合には、非常用自家発電設備を使用する。

4. 年間防災計画

月	計 画 内 容
4月	・総合防災訓練(消防署立入)・安全総点検・普通救命講習会 ・非常連絡網通報訓練
5月	・安全総点検・普通救命講習会・避難訓練(大雨) ・消防設備総合点検(業者委託)
6月	・安全総点検・避難訓練(大雨・夜間)・備蓄食の保存確認 ・非常連絡網通報訓練
7月	・安全総点検・避難訓練(地震)・冷房器具点検
8月	・安全総点検・避難訓練(火災・夜間)・非常連絡網通報訓練 ・消防署立入検査
9月	・安全総点検・備蓄食の保存確認・避難訓練(地震・夜間)
10月	・安全総点検・暖房器具点検・避難訓練(火災)・非常連絡網通報訓練 ・消防設備機器点検(業者委託)
11月	・法人総合防災訓練(消防署立入)・安全総点検・避難訓練(地震)
12月	・安全総点検・避難訓練(大雨)・シェイクアウトえひめ ・備蓄食の保存確認・非常連絡網通報訓練
1月	・安全総点検・避難訓練(地震・夜間)
2月	・安全総点検・避難訓練(大雨・夜間)・非常連絡網通報訓練
3月	・安全総点検・避難訓練(火災・夜間)・備蓄食の保存確認

いつきの里防犯計画

1. 目的

防犯対策マニュアルを整備し、防犯研修を行い、利用者及び従業者の人命を守る。

2. 防犯項目

- ①不審者・侵入者への対応
・不審者対応マニュアル(日中・夜間)を整備し対応する。
- ②職員・利用者の防犯研修
・年に1回、防犯研修を実施する。
- ③夜間の安全管理
・夜間安全確認マニュアルに基づいた利用者安否確認と施錠確認をする。

3. 防犯設備

- ① まもるつく(携帯式緊急時連絡装置)
- ② アルソック(非常連絡装置)
- ③ さすまた
- ④ 防犯カメラ
- ⑤ 門扉の夜間施錠

4. 防犯に関する法人内での協力体制と地域や関係機関との連携

- ①不審者侵入に備えて法人内で情報共有を図り、防犯研修を通じて、協力・連携が取れるような体制作りに努める。
- ②近隣住民からの不審者情報や警察や自治体からの情報収集を行うと共に、いつきの里からの情報提供を行う。